

Title	今川了俊の源氏学 : 「光源氏巻々注少々」から伊予切へ
Author(s)	岩坪, 健
Citation	詞林. 1988, 3, p. 28-36
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67251
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

今川了俊の源氏学

—「光源氏卷々注少々」から伊予切へ—

出石坪 健

はじめに

「光源氏卷々注少々」とは、今川了俊が師の冷泉為秀の説に私見を加えて著した『師説自見集』の初稿本を増補して再稿本を作製した際、新たに収めた源氏物語の注釈書であり、著者の奥書によると、自著の「源氏之雑説抄物」（散逸）を基に応永十五年（一四〇八）に成立した（注一）。この古注釈は源氏物語の本文伝流史において、その奥書の一節、

凡天下に今源氏物語の号本は河内本・青表紙此二本也（中略）如何様にも詞は青表紙の本猶面白く存也

に基づき、室町中期以後に著しい定家本尊重の先駆けをなしたと評価されている（注二）にも拘らず、引用本文は定家本ではないと指摘されており（注三）、この矛盾は未解決である。一方、それから二年後に了俊が書写した源氏物語（伊予切）は定家本系統と見なされた（注四）ものの、前者との関係は未だ論及されていない。

以上の先学の御研究を踏まえ、本稿では「光源氏卷々注少々」が著者の主張とは裏腹に定家本系でない理由を探究したのち、

伊予切と比較して了俊の源氏学の変遷を辿ることにしたい（注五）。

一 掲出本文の出所 —『紫明抄』の引用—

「光源氏卷々注少々」の見出しが定家本でないことは了俊自身気付いており、他系統のを定家本と思い込んでいたのではない。一例を挙げると、

あやしきたひしかはらとは 民代也、河内説民、青表紙には「たみしかはら」とあり、清少納言の枕草子にも「たみしかはら」と書り、私云みとひと同韻歟（葵の巻）の「私云」以下が了俊の見解であり、見出しが「青表紙」本と異なることを押さえている。それでは掲出本文は何から引用したのだろうか。

従来の研究では、注釈書の見出しは物語から直接引かれたと見なされているため、前掲の「たみしかはら」は「青表紙」本以外、即ち河内本か別本になる。しかし「光源氏卷々注少々」

より二十七年前に成立した『仙源抄』は、編纂した三種の河内方古注釈の引用本文を転載しており(注六)、その三抄とは河内本を校訂した親行の『水原抄』『原中最秘抄』と、弟の素寂が著した『紫明抄』である。一方「光源氏巻々注少々」では『紫明抄』が批評されていることから(注七)、『仙源抄』のように動物のみならず見出しも『紫明抄』に拠ると推測され、それを以下の四例で確認しよう。

まず次項の掲出本文は『紫明抄』と一致するが、河内本と比べると長文が二箇所脱落しており、その部分を河内本系統の尾州家本(伝北条公朝筆)で補い「」で括る。

1 前斎宮の御参の事中宮御心に入てもよほし聞給「こまかなる御とふらひまで・とりたてたる御うしろみもなしとおほしやれり、大臣殿は・院にきこしめさん事をは、かり給て・二条院にわたしたてまつらん事を・このたひはおほしとまりて・た、しらすかほに・もてなし給へれと・おほかたのことゝもは・とりもちて・おやめき、こえ給、院はいとくちおしくおほせと・人わろければ・御せうそくなともたえにたるを」其日に成てえならぬ香粉御よそひ共御櫛の箱よりみたりかうこなと様の箱ともよのつねならずくさ、のたき物ともくむゑ香又なき様に百歩の外をおほく過て句まて心殊にとゝのへさせ給へり「おと、見給もせんにと・かねてよりやおほしまうけ、む・いとわさとかましかめり、とのもわたり給へるほとにて・かくなんと女別當御覽せさ

す、た、御くしのはこのかたつかたを見給に・つきせすこまかになまめきて・めつらしきさまなり。」さし櫛の箱の心とは 箱の緒のかさり也、私云此事しれる人少敷、あさからぬ契むすへるこゝろは、手向の神そしるへかりける 同前、香粉箱也、八百歩香、薰衣香、私云くんゑ香をくのへ香共よむ也 (絵合の巻)

素寂と了俊の引用した本文が一致するのは偶然ではなく、『紫明抄』は傍線部の言葉に注を付けているので、素寂が抄出した本文を孫引きしたためであろう(注八)。

右の例は抄本であれ意味が通じるのに対して、次の例はそのままでは通じない。

2 花心におはする君なればあくるまさきてとは あさかほの花の事云々 (寄木の巻)

『源氏物語大成 校異篇』の頁数で示すと、「花心におはする君なれば」は一七一〇頁、「あくるまさきて」は一七一三頁にあり離れているが、『紫明抄』(内閣文庫所蔵十冊本)は、

はな心におはする宮なれば
あくるまさきて 譬日及之在條恒雖盡而不悟 文選歎逝賦、

日及ハ朝顔花也

のように二項目が連続して並び、しかも前の項に注釈がないため一項目に誤解されやすい(注九)。よって例2は、『紫明抄』の二項目が誤って接続したと推測される。

一方、次の例3・4は抄出でも誤写でもないのに、『源氏物

語大成 校異篇』に見当たらないのは何故であろうか。

3 けむもんたつふみとは 券文也、たつとはめきたると云言也 (須磨の巻)

定家本系は「券」のみで「もんたつふみ」はなく、河内本系と『紫明抄』の京都大学文学部本系・内閣文庫三冊本は「けんたつふみ」、別本はその何れかで、見出しと一致するのは内閣文庫十冊本系『紫明抄』の「けむ「もんたつふみ或本」たつふみの傍記しがなく、例3はその「或本」(『紫明抄』の異本)の系統を引いたのであろう。

4 御硯のかめの水にみちのく△帯▽をぬらしてのこひ給へはへいちうか様に色とりくはへ給なとは (動物省略)

(末摘花の巻)

この本文と一致するのは内閣文庫三冊本『紫明抄』のみで、他本は次に示す通り少しず異なる(異同箇所傍線を引く)。
・よりでのこひ給へはへいちうかやうに色とりそへ給な「定家本系」

・御硯のかめの水にみちのくにかみをぬらしてのこひ給ふへいちうかやうにいろとりくはへ給な「河内本系・京都大学文学部本系『紫明抄』」

・御すゝりのかめの水にみちのくかみをぬらしてわざとのこひ給へはへいちうかやうに色とりそへ給な「別本の御物本」
・すゝりかめの水にかみをぬらしてのこひたまふへいちうかやうに色とりくはへ給な「別本の陽明家本」

(内閣文庫十冊本系『紫明抄』は欠巻のため不明)

以上により例3・4の見出しも例1・2と同じく『紫明抄』に拠り、『源氏物語大成』に見出せないのは素寂本が親行の校訂した河内本と異なるからである(注十)。従って例3・4は、物語から引かれたと見る通説によると別本になるが、正しくは『紫明抄』から孫引きされ河内本とも一致しない素寂本なのである。

二 掲出本文の出所 — 『紫明抄』以外の引用 —

何れの見出しも前掲の例のように『紫明抄』と一致するかと言うと、一部異なる項目があり、その原因は三種類考えられる。第一には作者が素寂の説に反対して別の本文を見出しに置いたため(例5)、第二は『紫明抄』にない項目を引用したため(例6・7)、第三は他の本文を便宜上用いたため(例8・9)である。以下、順に見ていこう。

例5は、河内方が親行と素寂の二流に分かれた例として稲賀敬二氏が御指摘なされた(注十一)。

5 なさけなき人に成ゆかは 紫明抄云「内容を要約すると、親行は見出しの本文を、素寂は「なさけなき人なりゆかは」を主張する。」

私云(略)此事何と了簡してか素寂申けるにか不審也

(略)されは「に」文字を可略事かは(略)是ならても河内本にはあまりに入過たる尺ともの侍やらんと存也 (若紫の巻)

素寂が親行の本(即ち河内本)の「なさけなき人に」の「に」一字を削ったことに対して、了俊は「に文字を可略事かは」と反論しているので、見出しが『紫明抄』と異なり河内本と同じなのは、選択した方を用いたからと考えられる。了俊は師説でさえ墨守せず、引用本文も無批判に孫引きしないのである(注十二)。

一方、次の例6・7の勳物は『紫明抄』に見出せない。まず例6は古来論議が盛んで、「しげきの中」をめぐって二種類の解釈―茂き野中・茂木の中―が対立している。

6 いとしげきの中に苔をおましにてとは 苔の上に居たる也、私云此しげきの中と云を四辻の宮の説にはしげき野中と尺し給けると承及し也、多分の説はしげ木の事也、此事或人宇治には野も侍やらんと尋申たる御返事に如此被仰たりけると云々、かの手習の君をそらはふりの所にも野原とは書たるにや、此しげき野中是不審也(蜻蛉の巻)

何れの説でも物語本文は「しげきの中」なのに、『紫明抄』も『源氏物語大成』所収の諸本も皆この箇所は「いとしげきこの」したにこけをおましにて」であり(注十三)、問題の一節は橋姫の巻の「道も見えぬしげきの中をわけ給ふに」に見出せる。また「四辻の宮」(四辻善成)が著した『河海抄』も同じで、

例6の掲出本文は見当たらず了俊が伝聞した野中の説は橋姫の巻にあるのに対して、『紫明抄』はどの巻にも取り上げていない。以上から推測すると、了俊はこの『紫明抄』にない有名な一節に関して私見を述べるため、他書の独自異文を引用したのではなからうか。他からも撰取したことは、「愚身説は道辻市等の聞書也」(賢木の巻)や「或古老の尼公の秘事也と申しは」(初音の巻)などの注記から確認される。

次例も『紫明抄』以外の孫引きと考えられる。

7 宮は吹風に付てたに木葉よりけにもろき御涙とは 葵の上傍線部の「けに」があるのは定家本で、河内本・素寂本にはないに収められたのは、その語釈を載せるため他書より引用したからであろう。と言うのは了俊が奥書に、

和哥事一向風情計にては不叶歟、仍自見等中に詞のよせありぬへき事、又はめつらしき哥詞等を書付て朝夕目なれはおのつかから詠哥のかたるへしと存て反具の裏等に注付る事共を此六帖に書あらはしたる也、是こそ自のためなるへけれ

と記したように、「けに」のような歌語の注釈を載せるのがこの著書の目的だからである。

このように例6・7は、『紫明抄』にない勳物を掲出本文と一緒に引用している。そのため次の例8・9のように、集めた本文のうち素寂本と異なるのを便宜上、見出しに置いた項目が

ある。

8 いつらくそたて いつらくそたち 本如此、切句点着印不得道理、只いつらくそたちとよむへきにや、古今作者尿とあり、又貫之か童名内教坊の阿古屎の故也、紫明抄説如此

私云此両様如此句を切れたれ共いかなる故も不尺不審也、今私に是をすいし侍に只わらはへとももの事歟、今は童部の名には何屎などへ、ソへV名付也、殿もりのくそ如此も云り (手習の巻)

掲出本文が二つあるように見えるが二つめ以下は『紫明抄』の孫引きで、素寂は見出しに挙げた読み方に反対して別の説を立て、了俊もその新説に賛成している。よって一つめの本文にも二つめと同じ句点や声点があり、了俊もその読みに同意できず二種類の本文を並べる際、説明の付いた素寂本を後に置いたと推量される。

9 折てこそそれかともみめたそかれにほの、みゆる花の夕かほ 私云此哥両説あり、一には云よりてこそと云々、一には折てこそ云々、紫明抄説は寄てこそを用云々、青表紙には折てこそとあるにや、是も様々尺したる歟、折てこそ、寄てこそ、下てこそ也 (夕顔の巻)

『源氏物語大成』によると、見出しと同じ「折てこそ」は別本の陽明家本のみで、他はすべて『紫明抄』と同じ「よりてこそ」であり、了俊は列挙しただけで択一していない。しかし注釈書

には見出しが必要なため、取りあえず定家本尊重の持論に従って「青表紙」本を選んだと考えられる。

以上をまとめると、見出しの多くが素寂本で一部異なるのは、了俊が素寂説に従わず他の本文を採用したり(例5)、『紫明抄』にない動物を他書から引用本文付きで転載したり(例6・7)、或は注釈書を作る便宜上、別の本文を選択したりした(例8・9)からである。即ち、奥書に「其後又源氏之説等取合書之」(注一参照)とある通り『紫明抄』などから諸説を集めたため、動物と共に引かれた物語本文も一系統ではなく、従って定家本を重んじる方針と矛盾するが、それは何故であろうか。

三 「青表紙本」と「河内本」の実態

了俊は「光源氏巻々注少々」において、物語本文も解釈も「青表紙本」が「河内本」に優ると所々に提唱しているけれども、果して完本を持っていたのだろうか。また、その本文は本当に定家本系・河内本系であろうか。

まず「青表紙本」を考えると、その本文を具体的に示したのは数例しかなく、その一つは例9の本文異同について了俊が記した「青表紙には折てこそとあるにや」である。ところが、その指摘は誤りで定家本系は「よりてこそ」であること(注十四

）、及び断定せず「とあるにや」と推量していることの二点から、「青表紙」本は実際には見られなかったと推定される。この他にも、

紅葉はひとりみ給へる錦くちおしうとは（略）私云青表紙には錦くらうと有しやらん、以本みあはすへし

（賢木の巻）

に示された定家本の指摘は、今度は正しいものの「と有しやらん」（傍線部）と推測しているので、やはり手元になかったことが裏付けられる。

にも拘らずその本文を僅かとはいえ引用したのは、河内本との差異に関する手控えの類があったからであろう。その一例として、次の奥書の一節は有名である。

如何様にも詞は青表紙の本猶面白く存也、明石の巻に「月いれたる真木の戸口気色ことにをしあけたり」と紫明抄にはある也、青表紙には「月いれたる真木の戸口気色はかりをし明たり」と有也、（中略）「気色殊に」とは殊更の心也、さてはもとあけつる戸口よりも猶ひろくをしあけたる様に聞えたれば、よ情のはるかにおとりておほゆるなり、

定家本の方が優ることを具体的に示した了俊の提唱は、従来論じられているように本文伝流史において確かに重要である。しかし類例が他に見当たらず、見出しの多くが素寂本の孫引きで方針が徹底していないことを考えると、いわば実践を伴えぬ主張と言えよう。

次に、右の奥書で「青表紙の本」と対比されたのは「紫明抄」、即ち河内本ではなく素寂本であることから、河内本も見えないと推測される。もう一例示すと、例5の「なさけなき人に」をめぐる論争で了俊は親行の本文を採用し、素寂本とその論を非難したあと「是ならでも河内本にはあまりに入過たる尺どもの侍やらんと存也」と述べた、その「河内本」は『紫明抄』を指し、支持した本文こそ親行の河内本であるのにその指摘は無い。

以上により、了俊は定家本も河内本も見えておらず、「青表紙本」といっても実は覚書の類に抛り、「河内本」とは素寂本なのである。よって掲出本文が定家本なのかどうか手控え以外の箇所は識別できず、おまけにそのメモも不確かだ。「青表紙には」と有しやらん」と記す有様なので、定家本を重んじてもそれに統一することはできなかったのである。

四 「光源氏巻々注少々」の成立過程

了俊が「青表紙本」と「河内本」を厳密に本文批判したわけでもないのに一方を称賛したのは、冷泉家から祖先の校訂した方が優れると伝授されたからであろうが、必ずしも師説を墨守せず私見も述べたりしているので、ただ師伝を鵜呑みにしたのではない。了俊の執筆意図は奥書（例7に引用）によると、詠

歌のために源氏を読解する手引書の作製であるから、博引旁証を得意とする河内方より鑑賞を重んじる冷泉家の方針に共鳴して、その家の証本を自ら良しと判断したのであろう。また、例えば奥書に「愚身等は就和哥説只定家卿説こそ用侍へき」と記すように、和歌における定家崇拜の影響を受けて定家本に憧れたことも考えられる。

注釈に対する定家の見解を推測すると(注十五)、河内方の特徴である穿鑿は歌人の立場から不要と見なしたので、その教えを遵守した冷泉家には自説が河内方よりも少なかったが、考証によって相手を論破する論議が盛んになるにつれ、当家は源氏の大家としての面目を保つため多くの動物が必要になり、『紫明抄』を都合のよいように時には改竄して撰取し、門弟には家説として伝授したため、了俊は「源氏之雜説抄物」(散逸)では師伝の通り河内方を攻撃した。ところが、その後『紫明抄』を見て師家の作為に気付き新たに「光源氏卷々注少々」を執筆した際、河内方の過度の詮索は定家以来の指針に従って非難し続けたものの、語釈など本文解釈に必要で冷泉家が孫引きした動物においては『紫明抄』を高く評価せざるを得ず、そのまま引用している。故に掲出本文のみならず解釈までも大部分は『紫明抄』の転載であり、定家本とその説を重んじるという主張は徹底していない。

従って「源氏之雜説抄物」が河内方批判と定家本賞賛に徹した注釈書と推定されるのに対して、『紫明抄』を見て改作した

「光源氏卷々注少々」は持論が実践しきれず不首尾に終わったため、旧作のような独立した著書として扱うわけにはいかず、初稿本『師説自見集』を増補したとき、巻頭の目録にある「源氏言少々」の補足として再稿本の後半に収めたものではなからうか。前半の歌語の注解も後半の源語の読解も、源氏物語を研究の対象ではなく詠歌の糧にする了俊には同類であり、そのうえ何れも師説に私見を記すという同じ体裁なので、両者を接続するのには違和感はなかったであらう。また、了俊の著書の殆どが執筆の対象を明示しているのに対して、「光源氏卷々注少々」は「我等か子孫はかりいさ、か心得のために書付之」(若紫の巻)のように特定の相手ではなく自家のために書かれたので(注十六)、『師説自見集』の巻末に挿入するという、他の著作には見られない処置がなされたのであろう。

よって「光源氏卷々注少々」は、「源氏之雜説抄物」に加筆訂正したものの方針が貫徹しないため、注釈書として独立させず『師説自見集』に組み入れられたのである。

五 「光源氏卷々注少々」から伊予切へ

「光源氏卷々注少々」が不満足な結果に終わってから二年後に了俊が書写した源氏物語のうち、空蟬の巻一卷(専修大学所蔵。以下、専修本と呼ぶ)と、夕顔の巻の断簡(伊予切)が十

四枚現存しており、前者が定家本系であることは伊井春樹先生が論じられた(注十七)。後者も同様で、定家本と異なり河内本と一致する箇所や独自異文があるとはいえ、それらのごく僅かで、全体としては定家本系統と見なせる。それらと「光源氏卷々注少々」が共通する箇所、系統によって本文が異なるのは次の通りである(紫は『紫明抄』、光は「光源氏卷々注少々」、専は専修本の略称)。

定家本系		河内本系	
そほるれば	専	そほれるたり	紫光
かいまみせさせよ	紫光専	かいま、せよ	
た、みひろけて	専	(ナシ)	紫光
人かにしめる	専	ひとかうつれる	紫光

右の四例から、「光源氏卷々注少々」は素寂本、専修本は定家本系であることが確認される。また勅物も、前者の空蟬の巻は『紫明抄』の一部に過ぎなかったのに対して、後者は他書からも採られ増えているので、おそらく二年の間に定家本と諸説を捜し求め、前者で果たせなかつた定家本尊重の信条を實踐した

のであろう。時に了俊八十五歳、恐るべき執念である。

まとめ

今川了俊は、歌壇に君臨した二条家に対して冷泉家を擁護したように、源氏物語においては優勢であった河内方を非難して「源氏之雑説抄物」(散逸)を著述した。ところが『紫明抄』を見て、自著に引用した師説の多くがその孫引きであることに気付き、改作して「光源氏卷々注少々」を著した。

この注釈書は源氏物語の本文伝流史において、奥書などに記された主張に基づき、定家本尊重の先駆けと位置付けられている。しかし、実際には作者の方針とは裏腹に見出しも解釈も『紫明抄』などの引用が多いのは、定家本も河内本も見られず、また師説と素寂説が重複したためで、会心の作とは言い難い。それから二年後に、定家本を入手して書写したのが専修本と伊予切であり、「光源氏卷々注少々」で果たせなかつた定家本への憧憬がここに結実したのである。

注

(一) 奥書に「号源氏の雑説抄物／先年集キ其後又源氏の説等取合書之、今此草子等以彼本書之乎」とある。

(二) 重松信弘氏『新攷 源氏物語研究史(増補版)』風間書房 昭和五十五年

(三) 寺本直彦氏『源氏物語受容史論考 正編』風間書房 昭和四十五年

(四) 伊井春樹先生「了俊筆『源氏物語』の本文と書入注の性格―付・伊予切拾遺―」(寺本直彦氏編『源氏物語』とその受容)所収、右文書院 昭和五十九年

(五) テキストは伊井春樹先生の翻刻(国会図書館本)、『源氏之雑説抄物』解説』古代文学論叢7所収、武蔵野書院 昭和五十四年)を用いる。但しハV内は、同系統の天理図書館本で私に補足した箇所である。

(六) 拙稿「『仙源抄』所引の本文系統」(『中古文学』第四十一号掲載予定)

(七) 注三・五の論文。

(八) この他にも『紫明抄』には河内本を一部省略したような本文が見られる。

(九) 『紫明抄』の系統は、京都大学文学部所蔵本系(A)・内閣文庫所蔵十冊本系(B)・内閣文庫所蔵三冊本(C)に分類され、A・Cには初めの項目がないので、Bを引用した。

(十) 稲賀敬二氏『源氏物語の研究 成立と伝流(補訂版)』

笠間書院 昭和五十八年。以下本稿では、親行が我が子に伝えた系統を「河内本」、素寂のを「素寂本」と呼び分ける。なお前者は『源氏物語大成』所収の河内本であり、後者は『紫明抄』に引用された本文しか現存しない。

(十一) 注十の著書、五十七頁。

(十二) 拙稿「師説自見集『光源氏卷々注少々』の成立過程―冷泉家における『紫明抄』の撰取―」(『詞林』第二号 昭和六十二年十一月)。なおその稿において、冷泉家は了俊が非難した方の本文「なさけなき人なりゆかは」を採用した、と推測した。

(十三) 但し別本のうち二本は「しけき木のもと」であるが、これは「下」を「もと」と誤読したのであろう。また内閣文庫三冊本『紫明抄』は「こけのおましにて」しかなく、問題の箇所は不明である。

(十四) 注三の著書、三三二頁。

(十五) 以下の記述は注十二の拙論による。

(十六) 荒木尚氏「『光源氏卷々注少々』とその周辺」(寺本直彦氏編『源氏物語』とその受容)所収、右文書院 昭和五十九年)。その論文において、了俊が述作の宛先を明記していないのは、『師説自見集』と当初匿名で執筆した『落書露頭』のみである、と指摘された。

(十七) 注四の論文。

(本学大学院博士後期課程)